

学振交第100号

令和3年6月4日

各受入研究機関代表者 各位

独立行政法人日本学術振興会

理事長 里見 進

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う外国人特別研究員採用者への特例措置
(採用中断) について (通知)

再入国許可(みなし再入国許可を含む。)をもって出国した後、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否」により、再入国することができなくなった者について、採用期間の中断を認めることとしました。本特例措置の適用を希望する場合は、別紙様式を提出してください。

なお、再入国できるようになり次第、速やかに再入国し、採用期間を再開してください。

受入研究者等関係者への周知のほど、よろしくお願いいたします。

【参考】

出入国在留管理庁ウェブサイト

http://www.moj.go.jp/isa/hisho06_00099.html

本件担当

日本学術振興会人物交流課 外国人特別研究員係

電話：03-3263-3810

E-mail：gaitoku@jsps.go.jp (一般)

postdoc-short@jsps.go.jp (欧米短期)

graduate-r@jsps.go.jp (戦略的プログラム)